

【資料集 16】文京区立図書館図書館資料リサイクル実施要綱

文京区立図書館図書館資料リサイクル実施要綱

(平成 12 年 3 月 24 日制定)

平成 18 年 11 月 24 日 18 文教教真第 300 号改正

平成 24 年 3 月 5 日 23 文教教真第 264 号改正

(部長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、文京区立図書館図書館資料取扱規程（昭和 52 年 4 月文京区教育委員会訓令甲第 1 号）第 4 条の規定により除籍された図書館資料（以下「リサイクル資料」という。）の有効活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象資料)

第 2 条 リサイクル資料とは、次に掲げるものとする。ただし、著しく汚損・破損等により不当な資料を除く。

(1) 除籍された図書館資料（文京区立図書館図書館資料取扱規程第四条による。）

(2) 寄贈された資料のうち文京区立図書館の資料として受け入れないもの。

(提供方法)

第 3 条 提供は、各図書館ごとに実施する。ただし、必要に応じ、合同して実施することができる。

(提供時期)

第 4 条 各図書館の状況又はリサイクル資料の内容に応じ、適切な日時に実施する。

(提供先)

第 5 条 リサイクル資料の提供先は、次に掲げるものとする。

(1) 区の公の施設等

(2) 公共施設及びボランティア団体等

(3) 区民及び図書館を利用する個人

(4) その他真砂中央図書館長が別に認めたもの

(区以外への提供条件等)

第 6 条 リサイクル資料の提供は、次のとおり行うこととする。

(1) 提供は、無償を原則とする。

(2) 提供数は、次のとおりとする。

ア 前条第 1 号及び第 2 号については、制限を設けない。

イ 前条第 3 号については、図書は 10 点、雑誌は 12 点、その他の資料は各 5 点以内とする。

(3) 営利を目的とする者への提供は行わない。

(表示)

第 7 条 除籍された図書館資料には、資料に貼付されたバーコードの上に、シール（別記様式第 1 号）の貼付、その他の方法によりリサイクル資料であることを表示する。

(周知方法)

第 8 条 実施に当たっては、区報、ポスター、チラシ及び館内掲示等で、区民又は図書館利用者に周知する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、真砂中央図書館長が別に定める。

(その他)

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

【資料集 16】文京区立図書館図書館資料リサイクル実施要綱

付 則

この要綱は、平成18年11月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 3月 5日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

